

平成24年度 事業計画書



社会福祉法人元気の里とがち

法人本部事務局

グループホーム元気の里（おとふけ）

グループホーム元気の里さらべつ

グループホーム元気の里おびひろ

グループホームひびき野

1 理事長挨拶～提案の趣旨～

財務省は、国債や借入金等の残高を合計した「国の借金」が 958 兆円強(2011 年 12 月末)であり、過去最大を更新したと発表しました。

本年 1 月 1 日時点の推計人口で割ると、国民 1 人当たり 750 万円程度と試算され、このままでは、時代を担う子供たちにまでも多額の借金を背負わせることが予想されています。

平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災での甚大な被害により、増え続ける社会保障費と共に消費税増税議論が再加熱しています。

20 兆円規模で復興に必要な財源を確保する必要がある一方、100 兆を超える社会保障給付費の問題を解決するためにも消費税増税議論は避けて通れない問題ではと認識しています。

震災により大勢の要介護高齢者が被害を受け、高齢者施設の仮設住宅建設が開始されました。しかし、利用者及び介護者の心の傷は消すことは出来ません。

震災時、介護スタッフは必死に利用者を守りました。それは自分の命をも犠牲にする覚悟での戦いでした。結果、全員を救う事が出来なかった事を責め、心の病に陥る方、介護職を去っていった方も少なくないと聞いています。

復興に向けた財源確保が、福祉目的税と言われる消費税増税を選択することで、間接的に復興支援に充当されるならば、社会福祉法人元気の里とかちはNOと言える立場をとれません。

それは、心の傷を負った多くの遺族や利用者、介護者へのカウンセリング及びソーシャルワーク、ケアワークを通して、1 日も早い回復を強く期待したいからです。

また、消費税増税分の一部が充当される予定の介護保険財源ですが、少子高齢化の問題は避けて通れない事から、全ての介護事業者が介護保険料の抑制について真剣に取り組む必要があると考えています。

当法人も私達の事業規模での役割を模索し、帯広市へ提案する使命があると考えています。

各市町村の第 5 期高齢者保健福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画では、できる限り住み慣れた地域で、安心した生活が送れるように地域密着型サービスを充実させ、在宅生活を基本としつつも施設サービスの協力を期待する地域包括ケアシステムを目指す事が指針で示されています。

制度開始以来サービス受給者は 3 倍に増加し、団塊の世代の要介護状態は、ますます加速し続けると予想されます。

また、今回の改正介護保険法を読み取ると、家族介護が前提だった在宅サービスから、老々介護や独居生活者の高齢化等、在宅サービスの限界をも指摘しています。

改正介護保険法では、ケア付き住宅や高齢者アパートなどの住居を地域密着型事業所の敷地内等に確保し、在宅サービスを効率的かつ有効的に活用した新たなサービス体系が加速するともみられています。

つまり、これからの地域密着型事業は、介護保険の事業者であるものの、インフォーマルサービスといわれる介護保険外サービスを主軸に置き、地域住民の介護度や生活状況に応じたサービスを圏域の地域密着型事業所がトータルでサポートする必要があるものと考えています。

以上の事から、当法人が提案する事業プランは、2か年にまたがり帯広市のトータルの包括ケアシステムを確立させるため、以下の複合型施設を提案していきます。

(1) 小規模多機能居宅介護

地域包括ケアシステムのメインとなる小規模多機能居宅介護事業所を併設。宿泊室は個室9室を確保します。通い15名が楽しく交流でき、かつ生活リハビリを取り入れた筋力の低下を防ぎます。入所型施設の必要性が出てきた場合には、併設する認知症高齢者グループホームや介護老人福祉施設への待機者として登録し、圏域内での生活を継続します。利用者の増加によりサテライト型も検討していきます。

(2) 認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者グループホーム(18床)を併設します。介護老人福祉施設や小規模多機能と併設する事で看護師が常に勤務している安心感、及び一般状態が低下した場合でも特養の特殊浴槽を活用できる事が可能です。また、グループホームの看取りも医療専門職のサポートにより実現が可能となります。

※グループホームにおける認知症ケアは、当法人が介護保険施行時から行っている事業で、既に開設中の施設では常に10名程度の待機者がいます。地域における法人の認知度は高いものと考えます。

(3) 家族宿泊室

遠方より面会に来た家族、又は利用者を外泊・外出させる事に多少の不安がある家族のために、家族と利用者が宿泊できる家族宿泊室を施設内に一室設置します。

(4) (仮称)地域交流スペース”ワクワク広場”

(仮称)地域交流スペース”ワクワク広場”を併設し、地域住民が気兼ねなく利用できるスペースを開放します。町内会や老人クラブと協力しながら、閉じこもりがちな独居高

齢者との交流会を企画し介護予防に貢献します。

(5) (仮称)子育て応援スペース”げんきッズ”

(仮称)子育て応援スペース”げんきッズ”を併設し、子育て中のパパママの交流施設を整備します。地域の子育てサークル等に施設を解放し、おもちゃや絵本等も用意します。

子供の発達にかかせない料理教室、病気の予防等についても、各専門職が講座を開催します。

又、将来的には子ども福祉事業を展開し安定的な運営が出来るよう考えていきたいと思えます。(帯広市こども未来プランを参考に計画を策定しています。)

以上のサービスを複合施設として効果的に融合させることにより、利用者のニーズが包括的に完結でき、満足できるシステムとなる事を約束し当法人の提案趣旨といたします。

社会福祉法人元気の里とから

2 社会福祉法人元気の里とかちの理念

社会福祉法人元気の里とかちは、平成 23 年 4 月 1 日に各関係者のご理解の元、社会福祉法人格を取得いたしました。この法人は平成 12 年 6 月に認証となった「NPO 法人元気の里とかち」からの事業を継承しており、今年で 13 年目に突入しました。

下記の 3 つの理念に向かい民間社会福祉事業者としての役割を果たしてまいります。

法人の理念

“利用者満足”

“尊厳の保持”

“個別ケアの充実”

(1) “利用者満足”

企業に求められているもの、それは「顧客を 100%満足させる事」であり、それ以上でも、それ以下でもない。

社会福祉法人元気の里とかちの全ての利用者が 100%満足いただけるサービスを提供する事こそが私たちの与えられた使命だと考えています。

(2) “尊厳の保持”

介護保険法や虐待防止法では、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種制度が設けられている。

社会福祉法人元気の里とかちは常に利用者の立場に立ち、ソーシャルインクルージョンを実践します。

※ソーシャルインクルージョン＝包括的社会・包含的社会と訳され、2000 年 12 月に厚生労働省でまとめられた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」には、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることを提言している。ここではノーマライゼーションを更に進めた理念であると解釈している。

(3) “個別ケアの充実”

全ての施設の全ての援助者は、一人ひとりにあったケアを実践してきたはずである。ただ、それは本当に利用者本位、利用者中心の考えに基づいたものだったのだろうか。

社会福祉法人元気の里とかちはエンパワメントアプローチを展開し、利用者のニーズがキャッチできる援助技術を磨きます。

※エンパワメントアプローチ＝「差別・偏見などの対象となり本来有している力を発揮しきれない状態にある人々に対して、その力を引き出す援助技法」である。1976年、米国のソロモンが差別・偏見を経験する黒人に対する援助実践の枠組みとしてこの概念を提示した事から始まった。自ら問題解決を図るアプローチの方法である。

3 社会福祉法人元気の里とかちの基本方針

(1) 事業の信頼性

法人が経営する事業は公的サービスの趣旨のもと法令順守は絶対です。適正な法人運営を行う為、各事業所間でのチェック体制は勿論の事、法人本部での再確認、理事会及び監査による管理体制の強化を行います。

(2) 苦情相談窓口

利用者及び家族から苦情がある場合、適切な人材や適切な第3者機関と連絡が出来るよう、事業所の見える場所に周知されているか等の確認を徹底します。

(3) 人権に対する考え

高齢者の虐待や高齢者の自殺、同業者による施設内虐待も増加しています。職員は、その行為自体が虐待だと気づかない場合もある事から虐待に対しての研修会等を企画し、更には高齢者のみならず、児童・ひとり親家庭・障がい者の人権に対する考えも学習していきます。

(4) リスク管理

認知症の離設や疾病管理、日常の健康管理の不注意等、安全管理に対する考え方を再認識し、ヒヤリハットの収集や分析も同時に行い、利用者が安心して施設を利用いただける環境を作ります。

(5) 人事管理

専門家を交えた人事考課制度の見直しを行い、職員のやる気が引き出せる体制を作り上げます。

(6) 地域との連携

地域密着型の福祉サービスを展開している”元気の里とかち”が担うべき役割は非常に大きいと考えています。少子高齢化が進行する市町村において、きめ細やかなサービスの充実が一層求められていると思います。地域に暮らす方達との交流等をとおして高齢者世帯・独居世帯・障がい者世帯・ひとり親世帯等を把握し、安否確認や地域のよろず相談所を目指します。

4、事業所の基本理念・基本方針

社会福祉法人元気の里とかちが経営する事業所は、認知症対応型グループホームの4事業所5ユニットが3市町村にまたがり事業を行っています。今回の帯広市第5期介護保険事業計画に計画書を提出すると共に、更別地区のグループホームは移転改築により今までの2倍の規模に増築される予定です。

(1) 事業所の概要

	事業所名	定員	開設年月日	開設市町村
1	グループホーム元気の里（おとふけ）	9人	平成12年12月	音更町
2	グループホーム元気の里さらべつ	18人	平成14年4月	更別村
3	グループホーム元気の里おびひろ	9人	平成14年12月	帯広市
4	グループホームひびき野	18人	平成22年3月	音更町
5	仮称)小規模多機能型居宅介護	25人	平成27年3月	帯広市
6	仮称)グループホーム	18人	平成27年3月	帯広市

※グループホーム元気の里さらべつは平成24年度に定員18人に増員し地域交流サロンを併設した複合型施設となる予定です。

(2) 事業所の基本理念

地域密着型事業はNPO法人から継承し、13年の歴史を刻んでいる事から運営の基本は完成されているものとする。新たな地域密着型事業所が加わる事になれば、社会の期待度は益々大きくなるものと考えられ、時代をリードする事業所運営が必要とされています。

社会福祉法人に与えられている使命を全職員が理解し、個々に学習すると共に、各事業の問題点を洗い出し、計画的に事業がすすめられるよう取組んでいきます。

(3) 事業計画

①事業所の基本方針(入所系施設)

1. ご利用される方をありのままに受け入れ一人ひとりの時間が持てるように努めます。
2. 暖かく元気の詰まった家庭をみんなで作ります。
3. ご利用される方の出来る事、出来ない事を見極め活力ある生活を送れるようにお手伝いします。

②事業所の基本方針(通所系施設)

1. その人らしさを大切にします。
2. 寄り添い、馴染みの関係を作り、一人ひとりにあったサービスを提供します。
3. 安心して元気になれる生活をお手伝いします。

③事業所の運営方針

ア 各種日課や行事、介護計画の見直し

行事計画やレクリエーション計画、介護計画の見直しを行います。

誕生会や季節の行事、その他の行事計画は利用者が期待する以上の効果をもたらしているか。時にそれは職員の満足のみであり利用者の尊厳は守られているか。

介護計画書も同様、本人の持つ力を発揮できるような計画か。全ては法人理念及び事業所理念にある個々のニーズに対応できる企画・立案がなされているかをあらためて検証します。

イ 事業所内の情報共有の徹底

介護職の勤務は交代制であり、情報を共有する仕組みが必要となります。疾病、入通院、面会、介護計画、ADL等。どの情報が欠けても利用者の生命に関わる問題と直面します。

各種記録内容の確認は当然の事、「報告・連絡・相談」の『報連相』を徹底し情報の共有を密にします。

また、施設内の情報はパソコンでデータを共有。ケア記録や日誌の大部分はシステム化し、個人データはシステム業者のサーバーで一括管理します。

各事業所にデータを残しません。

(システムは㈱ワイズマンの「事業所管理システム ASP」を使用し法人内の全事業所を結び法人事務局で管理します。)

ウ 職員それぞれのスキルアップ

新卒や業務経験者など、介護者の技術力及び経験値は様々です。職場内研修の参加・職場外研修の参加を行い、個々のスキルアップを図ります。又、職員が自主的に行う各種検討委員会の取組を今後も継続、高く評価し、企画する・検討する・報告する等、職員の考える力を強化しながらモチベーションを高めます。

エ 事故防止・身体拘束廃止の徹底

職場内研修や職場外研修を開催し「事故防止・身体拘束廃止」による検討委員会につなげていきます。各事業所に備え付けている離設時の緊急対応マニュアルが本当に機能するかをシュミレーションし、見直しを図っていきます。

以 上